

農業委員会委員の報酬の額について

平成 29 年 12 月
農業委員会事務局

1 背 景

高齢化の進展や人口減少の本格化により、我が国の農業を取り巻く情勢は、一段と厳しさを増しています。

こうした中、農業を持続可能なものとするためには、生産性の向上や高付加価値化により、所得向上と成長産業化を図っていく必要があります。

このため、国においては、**担い手への農地の集積・集約化**、米政策の見直し、J A改革など様々な支援が図られてきました。

農業委員会制度にあつては、平成 28 年 4 月に農業委員会等に関する法律が改正され、農地法などによる審査決定業務のほか、農地等の利用の最適化の推進（**担い手への農地の集積・集約化**、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入）を行うことが明確化されました。また、地域活動する農地利用最適化推進委員を新たに委嘱し、農業委員と連携して農地に関する諸問題の解決を図ることとなりました。

なお、農業委員会体制の変遷は次表のとおりです。

区 分	～H29. 7. 19(旧体制)	H29. 7. 20～(新体制)
農業委員	25 人(公選等)	14 人(市長任命)
農地利用最適化推進委員	—	14 人(農業委員会委嘱、8/1～)
計	25 人	28 人

2 農地利用最適化交付金

農地利用最適化交付金は、農地利用最適化推進に係る活動及び成果の実績に応じて農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員」という。）の手当て又は報酬の財源として県を通じて国から交付されます。

報酬を支給することにより委員の活動を活性化させ、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消を促進することがこの交付金のねらいです。

交付された当該交付金は全額、委員報酬として、通常の報酬とは別に、年度末に一括して委員に支給されます。

3 報酬の額

現 行		改正案(H30. 4～)
農業委員会会長	月額 44,000 円	農業委員会会長 基本給月額 44,000 円 能率給年額 557,333 円以内
農業委員会職務代理者	月額 35,500 円	農業委員会職務代理者 基本給月額 35,500 円 能率給年額 557,333 円以内
農 業 委 員	月額 33,000 円	農 業 委 員 基本給月額 33,000 円 能率給年額 557,333 円以内
農地利用最適化推進委員	月額 33,000 円	農地利用最適化推進委員 月額 33,000 円 能率給年額 557,333 円以内

[能率給算定の根拠] 農地利用最適化交付金事業実施要綱から

○活動実績に応じた交付金（活動実績交付金）…………… A

農地利用の最適化に向けた活動を実施した日数より算定

交付の上限額 28 人×6,000 円×12 月＝ 2,016,000 円(1 人当たり 72,000 円)

○成果実績に応じた交付金（成果実績交付金）…………… B

担い手への集積、遊休農地の解消等に向けた活動による成果により算定

交付の上限額 28 人×14,000 円×12 月×(26 点÷9)＝

13,589,333 円(1 人当たり 485,333 円)

能率給の年額 A + B (1 人あたりの額)

72,000 円 + 485,333 円 = 557,333 円